

観光振興財源確保策の比較検討 (意見交換)

令和7年度 第1回長崎県観光振興財源検討専門委員会
令和7年5月9日(金)

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

© Nagasaki Prefectural. All Rights
Reserved

➤ 目次

✓ 説明資料

- 目次..... P01
- 委員の皆様にご意見いただきたいこと..... P02
- 新たな観光振興財源検討にかかるこれまでの議論や意見..... P03
- 新たな観光振興財源の必要性..... P04
- 新たな観光振興施策に必要な財政需要と本県の財政状況..... P05
- 地方公共団体の自主財源..... P07
- 主な観光振興財源導入地域の例..... P08
- 観光振興財源導入地域における観光振興財源の主な用途等の概要..... P09

➤ 本日委員の皆様にご意見いただきたいこと

- ✓ 新たな観光振興財源の検討に向け、本県観光の現状・課題、本県観光振興施策の方向性についてご説明したところであるが、以下の事項についてご意見をいただきたい

- 自主財源の中から観光振興財源を検討するにあたり、財源としてどのような性質が求められるか
- 上記に対応する観光振興財源として、相応しい財源確保策はなにか

▶ 概要

- ・観光施策のさらなる充実・拡大やその推進に必要な安定的な財源について、**県議会**や**観光審議会**から意見あり
- ・これを踏まえ、検討に向けた、**宿泊事業者(県旅館ホテル生活衛生同業組合)**との意見交換を実施

[意見交換]

- ・今後、さらなる観光振興を推進する必要性について、関係者との認識を共有
- ・方向性や具体的な取組、それに必要な財源については、今後、関係者一体となって丁寧な議論が必要

県議会

- ✓ 観光振興施策を充実させ、国内外からの誘客拡大の取組を進めていくためには、安定的な財源の確保が不可欠。**宿泊税を含め、新たな財源を検討していく必要がある**と考える。
- ✓ **観光振興は重要な施策だが財源には限界**がある。県として宿泊税導入に向けた議論を進める必要があると考える。

観光審議会

- ✓ 地域の事業者にいかにかに儲けていただくかといった視点から、その役割を担う**DMOのための安定財源として宿泊税のような検討もある**のではないかと考える。
- ✓ インバウンド増加への対応など、今後の観光の持続可能性に寄与する施策に活用する財源として**宿泊税などの「観光客から得る財源」の新設は検討の余地がある**のではないかと考える。

宿泊事業者

- ✓ 宿泊客への負担を求めていくことになれば、やはり**用途を明確に、どのようなことに使うかといったことを整理することが重要**だろう。
- ✓ 組合内ではアンケート調査も実施中
- ✓ 事業者の中には、**宿泊税には反対**といった方もいるので、丁寧に議論をしてもらいたい。

- ✓ 今後は、さらなる検討を深めるため、関係する外部の有識者を加えた、「公開の場」での議論を行いたい。
⇒**県観光審議会**で議論を進め、**県へ答申いただく形**としたい。

▶ 検討のポイント

- ・今後の観光振興をどのように進めていくか検討を行う上で、安定的な財源の確保の議論は避けることはできない。
- ・新たな観光振興財源の検討には専門的な知見も必要

▶ 観光振興の重要性

- 観光振興は、関連産業の裾野が広く、**地域の消費や雇用の拡大など大きな経済効果が期待**される
⇒ **持続的に観光振興の取組を進めることは、地域活性化へつながる。**
- インバウンド需要など、**今後も成長が期待できる分野**
⇒ **継続的に「選ばれる長崎県」を目指すには、社会情勢や旅行者の価値観の変化に対応した幅広い取組が重要**

▶ 施策展開に必要な財源の確保

- 観光施策についても、限られた財源の中で、「選択と集中」を図りながら、取組を推進してきた。
⇒ これまで以上に幅広い観光施策の展開のためには、**新たな財源が不可欠**



- ▶ 様々な財源確保の手法がある中で、**安定的な観光振興財源**について、県観光審議会でも議論していく観光振興施策の方向性に沿って、最適な確保手法やその財源の具体的な用途などの**制度設計に向けた専門的な知見も必要**

▶ 新たな観光振興施策に必要な財政需要

○観光振興施策のさらなる充実・拡充においては、「次期観光振興基本計画における方向性(骨子(案))」及び現在実施中の「市町アンケート」の結果を踏まえ、第2回の専門委員会にて、観光振興施策に必要な財政需要の試算結果を報告予定

○例えば、日本の将来推計人口の減少と連動し、2020年比で2035年には「国内旅行者」が8%(59万人泊)減少すると仮定した場合、現在の本県の観光消費額(3,535億円)を維持するためには「外国人旅行者」を2019年から20万人程度増加させることが必要であり、観光振興施策全体を考慮すると相当規模の財政需要を想定

《次期観光振興基本計画における観光振興の方向性(骨子(案))》

- 1 国内外から選ばれる魅力的な観光コンテンツの磨き上げ
- 2 ターゲットにささる戦略的プロモーションの展開
- 3 長期滞在につながる広域周遊の推進
- 4 稼げる観光産業の基盤強化
- 5 持続可能な観光を推進していく体制の確立

※4月25日観光審議会にて示した骨子案であり、確定したものではない

《市町アンケートの項目》

- ・市町における今後取り組む必要がある観光施策
- ・観光振興に関して県に求める役割
- ・市町の観光振興財源の状況(導入済み財源の状況、検討の状況)
- ・県が財源確保策を講じることについての意見

▶ 長崎県の今後の財政見通し

○本県の観光振興に係る当初予算額は、直近3か年で14億円～18億円程度で推移(職員給与費を除く)

○本県の中期財政見通し(令和6年9月)では、以下のとおり見込んでいる。

歳入・・・名目経済成長率の予測を参考に県税の伸びを見込む一方、人口減少等の影響で地方交付税は減少
 歳出・・・職員数減等により人件費の減を見込む一方、社会保障関係費及び臨財債を除く公債費は増加

結果として、令和7年度以降、毎年度18億円～28億円の財源不足が生じ、財源調整3基金は減少



観光振興施策の財政需要に対応するためには、新たな財源確保策が必要

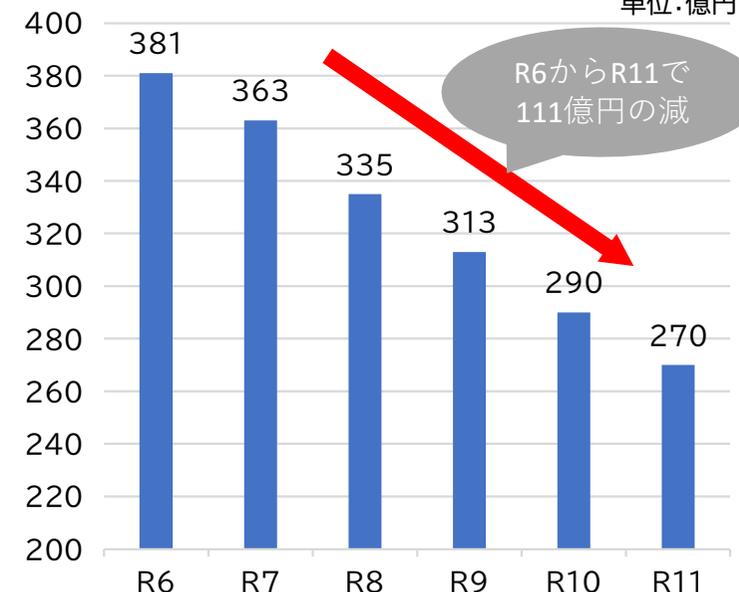
長崎県中期財政見通し(令和6年9月)

単位:億円

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
歳入	(A)	7,209	7,555	7,265	7,168	7,150	7,085
	うち 県税	1,323	1,387	1,419	1,455	1,494	1,535
	うち 地方交付税	2,322	2,333	2,320	2,292	2,258	2,218
歳出	(B)	7,348	7,713	7,432	7,331	7,313	7,246
	うち 人件費	1,900	1,775	1,833	1,726	1,802	1,685
	うち 主な社会保障関係費	947	963	983	1,000	1,017	1,033
	うち 公債費 (臨財債除く)	677	685	695	696	705	713
年度中の歳入増加・歳出節減	(C)	140	140	140	140	140	140
財源不足(基金対応)	(A-B+C)	0	△18	△28	△22	△23	△20

財源調整3基金年度末残高

単位:億円



※表示単位未満を四捨五入しているため、計算が一致しないことがあります。

地方公共団体の自主財源

○行政的・制度的な視点からの各自主財源の特徴は以下のとおりですが、
 新たな観光振興財源を検討するにあたり、委員の皆様の専門的な見地のもと、このほかに留意すべき点はありませんでしょうか。

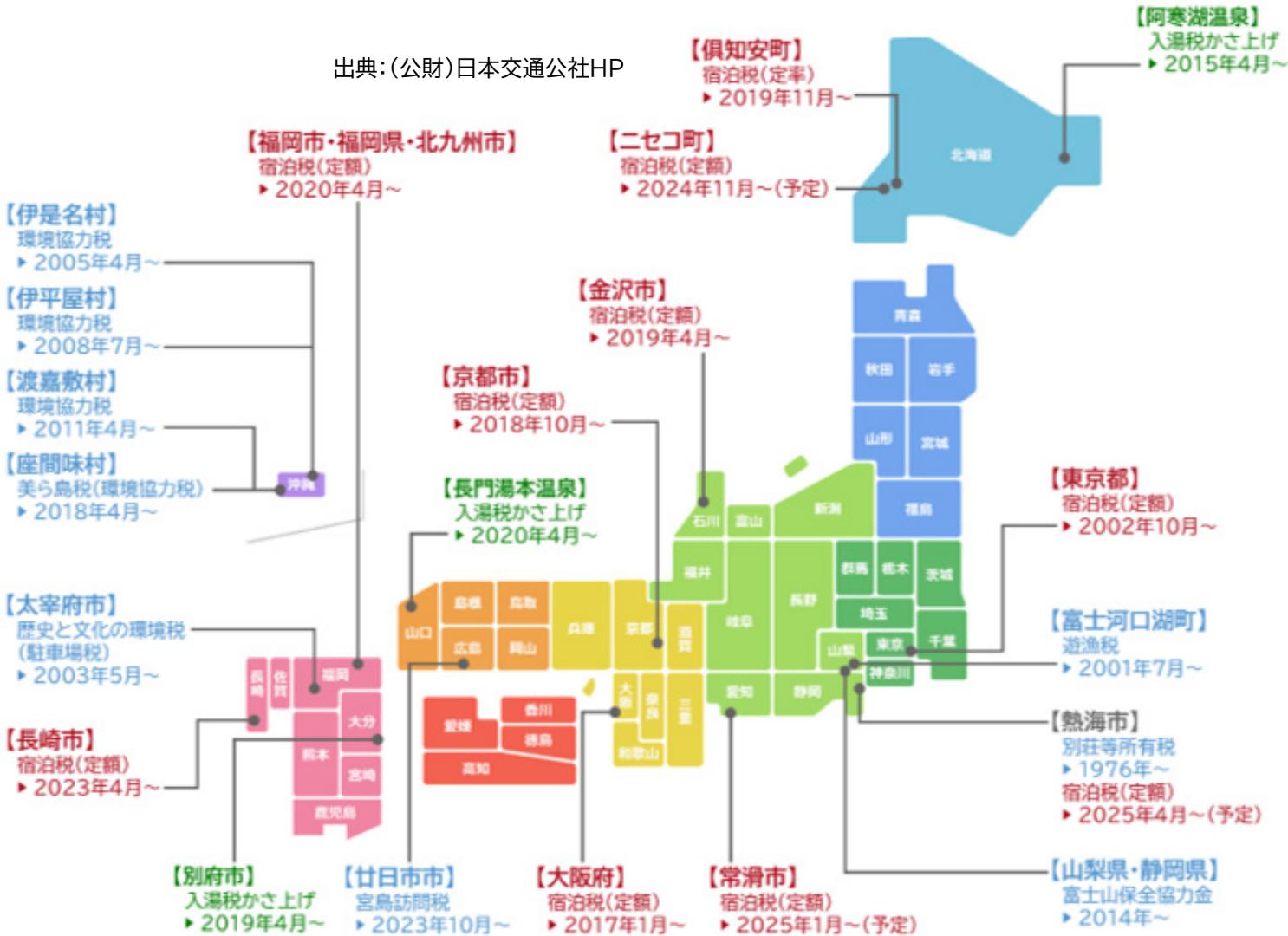
財源	概要	特徴					
		収入額 見通し	徴収の 強制力	収入 継続性	使途の 明確化	制度化 容易さ	その他
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民等から強制的に徴収する課徴金 ▶ 普通税は使途を制限されないが、目的税は特定の目的のために使用しなければならない 	○	○	○	○ (目的税)	× (大臣協議)	・法定外税の新設の場合、条例議決のうえ総務大臣への協議・同意が必要
分担金及び負担金	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として負担させるもの 	○	○	△	△ (特定事業)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の意味合いが強い ・使途が特定事業の費用に限定
使用料及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方公共団体が所有し又は管理する物的施設の利用による負担、又は役務を提供するために要する経費を負担させるもの 	○	○	△	△ (施設利用) (特定役務)	△	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用や役務提供に対する費用負担の意味合いが強い ・使途が施設利用や役務提供に要する費用に限定
財産収入	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売払いしたことによって生ずる収入 	△	○	△ (貸付)	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・活用できる県有財産があることが前提
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相当の反対給付を受けることなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの 	×	×	×	△ (指定寄附)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者の意思による ・指定寄附の場合、使途が限定
繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用として計上するもの 	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源とならない
繰越金	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決算上の剰余金を翌年度の歳入として受け入れるもの 	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源とならない
諸収入	<ul style="list-style-type: none"> ▶ その他の収入 	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源とならない

観光振興財源導入地域の事例

○観光振興財源導入地域のうち、延べ22団体の導入事例は以下のとおり。

○22団体の導入事例において、法定外目的税17団体、法定外普通税3団体、寄附金等2団体のうち、最も多いのは法定外目的税である『宿泊税』。

出典:(公財)日本交通公社HP



自主財源		概要
地方税	法定外目的税 17団体	<ul style="list-style-type: none"> 特定の財政需要を支弁するために課せられる税 ※宿泊税(12)、遊漁税(1)、環境協力税(3)、美ら島税(1)
	法定外普通税 3団体	<ul style="list-style-type: none"> 一般的財政需要を支弁するために課せられる税 ※歴史と文化の環境税(1)、別荘等所有税(1)、宮島訪問税(1)
寄附金等 (協力金、CF、ふるさと納税など) 2団体		<ul style="list-style-type: none"> 相当の反対給付を受けることなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの ※富士山保全協力金(2)

※入湯税かさは、市町村税のため検討から除外

観光振興財源導入地域延べ22団体の事例における主な用途等の概要

自主財源	観光振興財源	納税義務者など	自治体数 自治体名	主な用途	R5決算 (百万円)
地方税	法定外 目的税	宿泊税 宿泊者 (100円～2000円/泊、 定率2%(倶知安町))	3都府県 9市町村	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ環境の整備・充実 新たな観光資源の開発、魅力向上 情報発信、プロモーション 市町村観光振興施策への補助 	東京 4,399 大阪 2,510 福岡 1,733 R5決算がない市町村を除く ・二セコ町 (R6.11.1施行) ・常滑市 (R7.1.6施行) ・熱海市 (R7.4.1施行)
		遊漁税 遊漁行為を行う者 (200円/日)	山梨県富士河口湖町	<ul style="list-style-type: none"> 環境の美化、環境の保全 施設の整備 	10
		環境協力税 旅客船、飛行機等により 入域する者 (100円/回)	沖縄県伊是名村 伊平野村、渡嘉敷村	<ul style="list-style-type: none"> 環境の美化、環境の保全 観光施設の維持整備 	20 (3村合計)
		美ら島税	沖縄県座間味村	10	
	法定外 普通税	別荘等所有税 別荘等所有者 (年650円/m ²)	静岡県熱海市	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備) 消防はしご車、救急車の整備など 	529
		歴史と文化の 環境税 有料駐車場利用者 (二輪50円/回、自動車 100～500円/回)	福岡県太宰府市	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的文化遺産の保存活用事業 来訪者への「おもてなし」事業 環境負荷削減事業等まちづくり 	74
		宮島訪問税 船舶により宮島町の区 域に訪問する訪問者 (100円/回又は500円 /年)	広島県廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> 訪問者の受入環境整備(観光案内やトイレの整備、展望台や登山道の管理等) 文化や歴史の理解促進(文化財や歴史的建造物の保存、資料館の管理等) 自然環境に負荷の少ない観光(エコツーリズムの推進やウォーターサーバーの設置等) 	167
寄附金等 (協力金、CF、 ふるさと納税 等)	富士山保全 協力金(※)	五合目から先に立ち入 る来訪者 (任意1000円/人)	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の環境保全 登山者の安全対策 富士山が有する価値の情報提供 	104
			静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の環境保全 登山者の安全対策 富士山の顕著な普遍的価値の情報提供 富士山保全協力金の実施経費 	61

※富士山保全協力金は、令和7年から通行料、入山料に変更、支払い義務化(1人 4000円/回)